

2 保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第一項の規定に基づき

平成二十六年二月二十五日

農林水産大臣 林 芳正

生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号 生第88471号

変更前 有限会社ドリームポーク 竹澤

変更後 株式会社ドリームポーク

登録番号 生第88831号、生第88977号

変更前 有限会社栄配送サービス

変更後 株式会社栄配送サービス

登録番号 生第89874号

変更前 岩手県上閉伊郡大槌町大槌第21地割81番地

変更後 岩手県釜石市鶴住居町第10地割30番地1

登録番号 輸第9691号、輸第9692号、輸第9693号、輸第9694号、輸第9701号、輸第9731号、輸第9732号、輸第9733号、輸第9994号、輸第11053号、輸第11111号、輸第11185号、輸第11370号、輸第11953号、輸第12286号、輸第12420号、輸第12628号、輸第12629号、輸第12630号、輸第12682号、輸第12683号、輸第12907号、輸第12916号、輸第12965号、輸第12968号、輸第12969号、輸第13028号、輸第13072号、輸第13152号、輸第13153号、輸第13304号、輸第13389号、輸第13394号、輸第13764号、輸第13847号

変更前 東京都渋谷区恵比寿三丁目38番11-603号

変更後 東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階

登録番号 輸第13228号、輸第13229号、輸第13242号、輸第13243号、輸第13244号

変更前 埼玉県本庄市東富田88番地2

変更後 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

○農林水産省告示第百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。
平成二十六年二月二十五日 農林水産大臣 林 芳正

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

Table with 4 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 住所. Rows include 生第84544号 (し尿汚泥肥料), 生第85849号 (汚泥発酵肥料), 生第87402号 (化成肥料), 生第91007号 (化成肥料).

2 保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第百五十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十号)第二条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準(平成十三年国土交通省告示第百四十七号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年二月二十五日 国土交通大臣 大田 昭宏

第5の1の1-1(イ)③中「令第39条第1項」の「ト」に、「同条第4項」を加え、同条③中「有するくびをいう。」を「有するくびを「鉄丸釘N75」は日本工業規格A5508に定めるN75又はこれと同等の品質を有するくびをいう。」と改める。

第5の1の1-1(4)イ①a中「(3)ロの①及び②」を「(3)ロの②及び③」と改め、「に適合すること。」の「ト」に「この場合において、同号本文中「別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。」とあるのは「Iwが1.0に評価方法基準に規定する耐震等級(倒壊等防止)に応じた倍率を乗じた値以上となること。」とする。」を加え、同条中「別表第1」を「別表第6」と改める。

第5の1の1-4(3)ii②及びiii②中「第2節」の「ト」に「(令第39条を除く。)」を加える。

第5の1の1-6中「又は長期応力に対する杭の許容支持力」を「、長期応力に対する杭の許容支持力又は長期応力に対する杭状改良地盤の許容支持力度若しくは許容支持力」と改める。

第5の2の2-1(イ)①a①及びa②中「すべて」を「全て」と改める。

第5の2の2-1(イ)①及びii①中「すべて」を「全て」と改め、ii①中「4 m以上」を「8 m以上」と改め、ii②中「定温式感知器の特種65度の作動試験(ただし、作動までの時間を40秒以内としたものとする。)」及び特種60度」を「定温式感知器の特種(公称作動温度65度のものに限る。)、1種又は2種(居室の上方で天井高さ4 m以上の場所に設置する場合には、特種又は1種)の作動試験(ただし、特種にあっては作動までの時間を40秒以内としたものとする。)」及び特種(公称作動温度60度のものに限る。)、1種又は2種(居室の上方で天井高さ4 m以上の場所に設置する場合には、特種又は1種)」と改める。

第5の2の2-1(イ)①a②及びii①中「すべて」を「全て」と改め、ii①中「又は(b)」を「、(b)又は(c)」と改め、ii②中「(a)又は(b)」を「(a)又は(b)又は(c)」と改め、ii③中「(c)熱式のものにあっては、イ①a(ii)(a)に掲げる基準に適合していること。」

第5の2の2-1(イ)①a③中「すべて」を「全て」と改める。

第5の2の2-5(1)中「概存住宅」を「既存住宅」と改める。

第5の3の3-1(イ)②中「とは、鉄筋コンクリート造」の「ト」に「(鉄筋コンクリート組積造を含む。)」を加える。

第5の3の3-1(イ)①。中「基礎上端まで」の「ト」に「又は地面から土台下端まで」を加え、同条中「I」を「I及び2」とし、「II、III、IV及びV」を「3、4、5、6及び7」とし、「VI」を「8」と改める。

第5の3の3-1(イ)①ロ①a(1)表1中「f、g又はh」を「h、i又はj」と改め、同表2を次のように改める。

Table with 7 columns: 区分, a, b, 鉛系さび止めペイント, 塗り回数, 下塗り1, 下塗り2, 塗り回数, 中塗り・上塗り, 塗り回数. Rows 1 and 2.